変更しようとする箇所を記載した書面

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　条　　文 | 旧　　条　　文 |
| （公告方法）第 ５ 条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、○○新聞に掲載してする。（加入者の出資払込み）第１０条　前条第２項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）第１８条　本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。（1）氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所（2）加入の年月日（3）出資口数及び金額並びにその払込みの年月日２　本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。３　組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。４　組合員は、次の各号の一に該当するときは、７日以内に本組合に届け出なければならない。（1）氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき（2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき（3）資本金の額又は出資の総額が○億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が○○人を超えたとき（過怠金）第１９条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の１０日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。（1）第１３条第２号から第４号までに掲げる行為のあった組合員（2）前条第４項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員（会計帳簿等の閲覧等）第２０条　組合員は、総組合員の１０分の１以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）を閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。（役員の任期）第２６条　役員の任期は、次のとおりとする。（1）理事　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。（2）監事　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。２　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。３　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。４　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。（理事長及び専務理事の選出）第２８条　理事のうち１人を理事長、１人を専務理事とし、理事会において選出する。（理事長の職務等）第２９条　理事長を代表理事とする。２　理事長は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。３　任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。４　組合は、理事その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。５　理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。６　理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。７　組合は、代表理事以外の理事に理事長、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。（理事の忠実義務）第３１条　理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（参事及び会計主任）第３５条　本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。２　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。３　組合員は、総組合員の１０分の１以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。（総会招集の手続）第３８条　総会の招集は、会日の○○日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。*２　前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。**３　第１項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。**４　本組合は、希望する組合員に対しては、第１項の規定による書面をもってする総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。**５　前項の通知については、第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、第２項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。**６　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。（以下同じ。）*７　前項までの規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。（臨時総会の招集請求）第３９条　総組合員の５分の１以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。*２　組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。*（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）第４０条　組合員は、第３８条第１項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。２　代理人が代理することができる組合員の数は、○人以内とする。*３　組合員は、第１項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。**４　代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。*（緊急議案）第４３条　総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の３分の２以上の同意を得たときに限り、第３８条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。（総会の議事録）第４５条　総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。２　前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。（1）招集年月日（2）開催の日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）（3）組合員数及びその出席者数（4）出席理事の氏名（5）出席監事の氏名（6）議長の氏名（7）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名（8）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）（招集権者）第４６条　理事会は、理事長が招集する。２　理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。３　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。（招集手続）第４７条　理事会を招集する者は、理事会の日の○日前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。２　前項の規定にかかわらず、理事会は、各理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。*３　本組合は、希望する理事に対しては、第１項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。*（理事会の決議）第４８条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。２　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。３　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。４　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。５　理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。（理事会の議長及び議事録）第５０条　理事会においては、理事長がその議長となる。２　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。３　前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。（1）招集年月日（2）開催の日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）（3）理事数及びその出席理事数（4）出席理事の氏名（5）出席監事の氏名（6）議長の氏名（7）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名（8）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）（9）その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）①　招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合②　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合４　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。（1）組合が、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容②　①の事項の提案をした理事の氏名③　理事会の決議があったものとみなされた日④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名（2）理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容②　理事会への報告を要しないものとされた日③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 | （公告の方法）第 ５ 条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、○○新聞に掲載してする。（加入者の出資払込み）第１０条　前条第１項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。（届出）第１８条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、７日以内に本組合に届け出なければならない。（1）氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。（2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。（3）資本の額又は出資の総額が○億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が○○人を超えたとき。（過怠金）第１９条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の１０日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。（1）第１３条第２号から第４号までに掲げる行為のあった組合員（2）前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員（役員の任期）第２５条　役員の任期は、次のとおりとする。（1）理事　○年又は就任後において開催される第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間（2）監事　○年又は就任後において開催される第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間２　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。３　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。４　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。（理事長及び専務理事の選任及び職務）第２７条　理事のうち１人を理事長、１人を専務理事とし、理事会において選任する。２　理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。３　専務理事は、理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。４　理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者１人を定める。（役員の忠実義務）第２９条　理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（参事及び会計主任）第３３条　本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。２　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。（総会招集の手続）第３６条　総会の招集は、会日の１０日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。（臨時総会の招集請求）第３７条　総組合員の５分の１以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）第３８条　組合員は、第３６条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。２　代理人が代理することができる組合員の数は、○人以内とする。（緊急議案）第４１条　総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の３分の２以上の同意を得たときに限り、第３６条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。（総会の議事録）第４３条　総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。２　前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。（1）招集年月日（2）開催の日時及び場所（3）組合員数及びその出席者数（4）議事の経過の要領（5）議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）（理事会の招集）第４４条　理事会は、理事長が招集する。２　理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。３　前２項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。４　前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から５日以内に、その請求の日より２週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。（理事会招集の手続）第４５条　理事会の招集は、会日の７日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは招集の手続を省略することができる。（理事会の議事）第４６条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。（理事会の書面議決）第４７条　理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。（理事会の議長及び議事録）第４９条　理事会においては、理事長がその議長となる。２　理事会の議事録については、第４３条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第２項第５号中「（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」とあるのは「（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。 |

変更理由書

平成１９年４月１日に改正施行された「中小企業等協同組合法」を受けて、関連する条文の整備を定款参考例に則って変更するものである。